

第73回本荘由利発明工夫展 出品要領

1. 申込方法

- ・発明工夫（第一部）作品の出品者（学校等ではその代表者）は、本由様式1-1の申込書を、発明工夫（第二部）作品（特許・実用新案・意匠権・商標権を取得した作品及び出願中の作品）の出品者は、本由様式1-2の申込書を9月25日（木）まで事務局に提出すること。
 - ・申し込みの際には、作品ごとに様式2-1の出品カードを添付し、提出先まで搬入すること。
- ※提出する作品が大きい場合は、事前にご連絡ください。

2. 搬入陳列

- ・審査会終了後、作品を事務局が保管し、展示会場へ搬入陳列を行う。

3. 搬出

- ・作品は市役所に保管しているため、10月15日（水）から17日（金）までの間に引き取ること。
 - ・「第74回秋田県発明展」に出品する作品は、事務局において保管し、これの終了後に引き渡すものとする。
- ※出品数により、直接会場で引き取っていただく場合があります

4. その他

- ・この要領に定めのないことについては、事務局の指示によることとし、疑問な点については、事務局に問い合わせること。

5. 事務局（提出先）

由利本荘市役所3階 商工振興課
〒015-8501 由利本荘市尾崎17
電話：0184-24-6373